

# 特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2020-07

ハイライト：

大法院2020. 5. 14. 宣告2017HU2543 [登録訂正 (特許)]	1
「11デー」はうちの商標、使ってはダメ…11番街がウイメブに訴訟	2
新型コロナ診断技術の特許出願が急増	3
地球温暖化の主犯、二酸化炭素のリサイクル技術の特許出願が活発	4
特許庁、過去5年間OTTサービス商標出願「急増」…年平均増加率は約21%	4
KAIST、抗がんワクチンと免疫療法の最適化新技術の開発	5



## 特許判例

大法院2020. 5. 14. 宣告2017HU2543  
[登録訂正 (特許)]

### 【事件の概要】

#### 液晶組成物に関する本事件訂正発明の進歩性の判断-結合の困難性と効果の顕著性の関係

複数の先行技術文献を引用して特許発明の進歩性を判断するに当たっては、その引用されている技術の組み合わせ、あるいは結合により、当該特許発明に至ることができるという示唆、動機等が先行技術文献に提示されているか、そうでなくとも、当該特許発明の出願当時の技術レベル、技術常識、当該技術分野の基本的課題、発展傾向、

当該業界のニーズ等に照らしてみても、その技術分野における通常の知識を有する者（以下「通常の技術者」という）が、容易にこれらの結合に至ることができることと認定されなければ、当該特許発明の進歩性が否定されない（大法院2007. 9. 6. 宣告2005HU3284判決等参照）。

原審は、液晶組成物の分野で、液晶分子の応答速度を改善しようとする技術的課題のもとに重合性化合物を添加して、これを解決する方向で技術発達が進んだことを考慮し、従来の液晶組成物（VAモードの液晶組成物）である先行発明4に重合性化合物を含む先行発明5を結合することは容易であり、ただし、本事件訂正発明では、先行発明4、5の結合により予測される効果に比べて顕著に優れた効果があるので、その進歩性が否定されないと判断した。

これに対して大法院は、通常の技術者にとって、VAモードの液晶組成物に重合性化合物を加え

るという着想自体は、既に公知の技術思想であって特に困難はないが、具体的に、先行発明4に開示された第1、第2の成分に先行発明5に開示された第3の成分を結合する場合、第1、第2の成分の特性を阻害することなく、第3の成分の効果が発揮されるか否かは容易に予測することが難しいので、その結合が容易と断定することはできないと判断し、従って、原審で結合が容易であるとした点は誤りであるが、結論は妥当であるとして上告を棄却した。

## 紛争

### AMOSENSE、韓国3Mとの特許訴訟で一部勝訴…大法院「遮蔽シートの特許有効」

AMOSENSE社が韓国3M社と争っていた磁場遮蔽シートの特許訴訟で、最終的に一部勝訴した。

AMOSENSEは、韓国3Mが提起した特許無効訴訟に関連し、大法院で勝訴したと発表した。

韓国3Mは、2018年にAMOSENSEを相手に特許無効訴訟を提起した。AMOSENSEが保有している「ナノ結晶粒磁場遮蔽シート」の特許技術の無効を主張し、3つの請求項に対する訴訟を提起した。

1審の特許審判院では、AMOSENSEが勝訴した。3つの請求項はすべて特許として認められた。2審の特許法院では2つの請求項を認め、1つの請求項は無効と判断された。今年5月、最終的に大法院の判決でも、2つの請求項が特許として認められた。

AMOSENSEと韓国3Mの争いの的である「ナノ結晶粒磁場遮蔽シート」は、スマートフォンにおける地磁気センサの誤作動防止に用いられる。

AMOSENSEは、鉄に他の金属を混合する方法により、2011年に遮蔽シートを開発した。国内のスマートフォンメーカーに製品を供給して、商用化に成功した。

しかし、韓国3MからAMOSENSEの技術を侵害したと思われる製品が発売され、紛争が始まった。

AMOSENSEは、2014年に韓国3Mを相手に特許侵害差止め訴訟を提起した。3Mはこれに対抗する形で特許無効訴訟を提起した。

韓国3Mは、2015年に最初の無効審判を請求した。AMOSENSEが侵害を主張している請求項のうち5つについて訴訟を提起し、最終的に無効化させた。その後、第二次として繰り上げられたのが、最近出された大法院の宣告だ。

AMOSENSEは大法院の判決を土台に、韓国3Mとの特許侵害差止め訴訟を速やかに進める方針だ。

同社の関係者は、「韓国3Mの特許侵害行為に対する損害賠償はもちろん、日刊紙への謝罪文掲載や侵害製品の廃棄などを請求する予定」と明らかにした。

韓国3Mは、自社製品がAMOSENSEの特許権利範囲に該当しないとし、積極的に対応すると強調している。

### 「11デー」はうちの商標、使ってはダメ…11番街がウイメブに訴訟

大手財閥SKグループのeコマース（電子商取引）企業である11番街が、競合会社のウイメブ（WEMAKEPRICE INC.）を相手に21億ウォン台の損害賠償訴訟を提起した。11番街は、ウイメブ側が「11デー」という名称を使って割引セールをする等、商標権を侵害したと主張している。業界では、割引セール等を対象に国内eコマース企業間による「出血競争」が激化しており、法的紛争も頻発になると見られる。

#### ◆「11デー」使わないで！

11番街は、「11デー」または「111デー」等の名称で、特価割引セールをしたウイメブに対して、「商標権を侵害した」として訴訟を起こした。本事件は、知的財産権の専任裁判部であるソウル中央地方法院民事合議62部に割り当てられて審理が行われている。6月3日に弁論準備期日が終結し、7月17日から本格的な弁論期日となる。

ウイメブは1月1日には、「11デー」、1月11日には

「111デー」、11月11日には「1111デー」というふう  
に特別割引セールを行ってきた。11番街はこのセー  
ルにより、自社の「11days」、「11デー」等の商標権  
が侵害されたと主張している。特許庁によると、11番  
街は2009年に「11days」、昨年12月に「11デー」を商  
標登録している。

裁判の争点は、ウイメプが「11デー」等のフレーズ  
を「商標」として使用したか否かだ。商標として使用  
したのではなく、1月1日、1月11日等を説明する意味  
で使われた表現であれば、商標的使用に該当しない  
ため、商標権侵害が認められない可能性が大きい。関  
係者は、「11番街は、『11』が企業のアイデンティティ  
に触れていると考えて措置をとったもの」としながら  
も、「既存の登録商標によって特定の日付を表す表  
現まで防げるか否かについては、法院の判断を見守  
らなければ」と説明した。

#### ◆商標紛争は、オンライン版「独り占め」

「00デー」をめぐる国内eコマース企業間の商標紛  
争は、今回が初めてではない。ティモン及びウイメプ  
は、「デジタルデー」に関する紛争を繰り広げた。ウ  
イメプは2018年に「ウイメプデジタルデー」という商  
標を登録したが、ティモンが昨年「ティモンデジタル  
デー」という名称で特価セールを行ったため使用差  
止めを求めた。ティモンは、デジタルデーが広く使わ  
れる表現であるため、ウイメプが独占的に使用する  
ことができないと反駁した。そのためウイメプは、  
「デジタルデー」においても商標出願を試みたが登  
録できなかった。

「ブラックフライデー」という表現も、業界で論争  
を招いた。ウイメプは2014年に「ブラックフライ  
デー」の商標登録に成功した。以降、同種業界では特  
価セールのたびに、これを避けて別の名前をつける  
のに苦心している。

関係者は、「過去の流通業者は、中心となる商圏に  
先に売り場を出すいわゆる『独り占め』が、オンライ  
ン・モバイルに移り変わりながら、目立った名称の割  
引セールやフレーズ等を先取りしようとする競争に  
変わった」とし、「消費者がオンラインで『00デー』  
と検索すると、自社のショッピングモールに入っ  
てくるように誘導できるため」と説明した。オフライン

の売り場を確保するのと同様に、検索語を独占して  
オンライン市場を先取りしようという戦略なわけ  
だ。

ウイメプ側は、「ウイメプは2017年から毎月、月  
と日が重なる日に『0デー』を使ってきた(例えば、  
2月2日なら『22デー』等)」とし、「『11デー』に関  
するブランド所有権が、11番街にあると認めること  
はできない」と語った。11番街側は、「訴訟が進行  
中であるため、公式の場で表す立場でない」と  
語っている。

## 出願動向

### 新型コロナ診断技術の特許出願が急増

#### —新型コロナ診断技術、わずか4ヶ月で40件の特許出 願

新型コロナ診断技術の特許出願が急増している  
ことが分かった。特許庁によると、新型コロナ診断  
技術は、2月に初めて特許出願(国軍医務司令部、4  
月登録)されて以来、4カ月で40件出願された。

これは、SARS(2002年発生、18年間に19件出願)  
やMERS(2013年発生、7年間に32件出願)のような呼  
吸器疾患のウイルスの流行時と比較すると、短期間  
で高い増加傾向を示している。このような傾向は、  
パンデミックによる世界的な需要の急増や韓国の  
防疫に対する信頼の向上、承認手続きの迅速化およ  
び国際標準化等を含む積極的な支援政策が、技術開  
発を促進したものと分析される。

特許庁に出願された新型コロナの診断技術は、技  
術別に大きく分子診断法(22件)と免疫診断法(18  
件)に分類される。

分子診断法は新型コロナウイルスの遺伝子を増  
幅して検出する方法であり、「リアルタイムRT-PCR  
法」、「リアルタイム等温増幅法」、「バイオマー  
カー診断法」等の従来技術と、最近商用化されてい  
る「遺伝子はさみ診断法」に区分される。免疫診断

法は、新型コロナウイルスの抗原または人体の抗体を検出する方法に区分される。30分以内の迅速な診断が可能だが、分子診断法に比べて正確度は低くなる。

40件の特許出願を出願の主体別に区別すると、政府機関および政府出捐研究機関が6件、大学が12件、企業が17件、個人が5件であった。

そのうち10件余は、国家研究開発事業の支援を受けていることが分かった。登録特許第1号である国軍医務司令部の診断技術はすでに多数の企業に技術移転され、その後登録された2件の国立大（忠北大）の出願もやはり権利が企業に移転される等、特許技術移転及び事業化の事例が続いている。

特許庁は、「既存の診断法の正確度（感度・特異度）と検出速度を上げる技術に加えて、数種の呼吸器感染ウイルスを一度に検査して選別する、鑑別診断技術に関する特許が出願される見通し」としながら、「関連分野の特許出願について、迅速かつ正確な審査のみならず、主な感染症の診断技術に対する産業・特許動向分析を提供し、韓国企業における防疫技術の開発を積極的に支援する」と述べた。

## 地球温暖化の主犯、二酸化炭素のリサイクル技術の特許出願が活発

### —電気化学的二酸化炭素変換技術の特許出願が活発

特許庁によると、電気化学的二酸化炭素変換技術に関する特許出願件数は、過去5年間（2015年～2019年）161件であり、それ以前の5年間（2010年～2014年には84件）に比べて約2倍増加したことが分かった。

技術分野別の出願動向を見ると、変換装置の構造に関する出願が136件（55%）、変換装置の構成要素の一つである還元電極に関する出願が90件（37%）、酸化電極、分離膜等のその他の構成要素に関する出願が19件（8%）であった。還元電極関連の特許が活発なのは、還元電極の触媒等の構成により化学薬品の製造等に使用される一酸化炭素、ゴム製造等に使用されるギ酸、燃料等に使用されるアルコール及び炭化水素等の様々な生成物を得ることができ、二酸化炭素の有用な生成物への変換効率に大きな影響を

与えるためとみられる。

出願人別の特許出願動向を見ると、韓国人が175件（71%）、外国人が70件（29%）であった。国内特許出願のうち、大学及び研究機関（157件、90%）の割合が大半を占め、残りは企業（18件、10%）が出願している。外国人の特許出願では、米国（26件、37%）、欧州（21件、30%）、日本（10件、14%）の順であった。大学や研究機関の割合が大半を占めているのは、投入される電気エネルギー及び原料に対する生成物の経済性確保等において、まだ研究開発の段階にとどまっているためだろう。

特許庁は、「電気化学的二酸化炭素変換技術は、二酸化炭素の排出量を減少させ、地球温暖化問題を解決する目的のみならず、二酸化炭素のリサイクルという側面で経済的価値が高いため、これに対する技術開発が今後活発になると予想される」としながら、「当該技術の実用化のためには、企業の関心が何よりも重要だ」と強調した。

## 特許庁、過去5年間OTTサービス商標出願「急増」…年平均増加率は約21%

時や場所に制限されずに希望するコンテンツを提供するOTT（Over the Top）サービスが、新型コロナによる非対面文化の拡散と相まって大きな人気を呼び、OTTの商標出願も最近大幅に増加していることが分かった。

OTTとは、「セットトップボックスを越えて」という意味を有するが、インターネットを介して放送番組、映画、教育等の各種メディアコンテンツを提供するTVサービスを包括する意味で用いられる。

特許庁は、OTTサービス業の商標出願が、2015年の1777件から2019年の3735件へと2倍以上に大幅増加し、過去5年間（2015～2019）の年平均増加率は、約21%であると明らかにした。

特に、今年1月から4月まで新型コロナによる経済の低迷で、商標全体の出願は、2019年同期の99,090件に比べて3.3%減少したが、OTTサービス業の商標出願は、1125件から1740件へと54.6%も増えたことが分かった。

# 最新技術

## KAIST、抗がんワクチンと免疫療法の最適化新技術の開発

過去5年間の経済の主体別OTTサービス業における商標出願の割合を見てみると、中小・中堅企業が46%、個人32.3%、大企業11.4%、海外出願7.1%、その他2.5%の順であり、中小企業や個人が大きな割合を占めていることが分かった。

ウェイブ (WAVVE)、ワッチャプレイ、POOQ等、韓国のOTT企業の商標出願が目立っており、2015年の1158件から2019年には1893件に増え、OTTサービス業の商標出願全体(1万3687件)の55.9%を占めている。

Netflix (ネットフリックス) に代表される海外企業も、需要者に馴染みのディズニーチャンネル、Apple TV、HBO (以上米国)、LeTV、IQIYI (中国) 等の商標を出願したことが分かった。

個人の場合、最近、アフリカTV (afreecaTV: 韓国版ニコニコ生放送)、YouTube等を介した1人放送のブームが、OTTサービス業関連の商標出願(2015年458件→2019年1545件)につながったものと判断される。

また、OTTサービス業の商標出願に加え、関連するソフトウェアモバイルアプリの商品等の出願も、2015年の1754件から2019年には3222件と増加傾向を示している。

これは、OTTサービスプロバイダーがOTT技術に関する商品の重要性を認識して、サービス業と商品を同時に商標権として確保しようとしているためと分析される。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「5Gサービスの拡大、新型コロナによるアンタクト(非対面)環境等でOTTサービス市場がさらに成長し、これに伴うOTT関連の商標出願も増加するものと見られる」とし、「OTT事業をする前に、事前に使用しようとする商標を関連サービス業や商品に出願して、商標紛争による被害を防ぐ細やかな戦略が必要だ」と述べた。

KAIST(韓国科学技術院)は、生命科学科のチョン・サンヨン教授の研究チームが、効果的な抗がん免疫治療のためのナノ粒子ワクチンの開発に成功したと発表した。

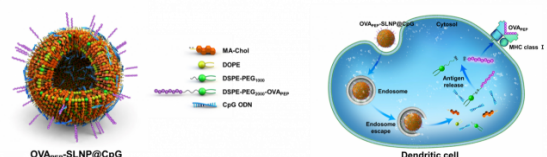
新たな抗がんナノワクチンの開発と共に、これを利用して免疫治療を最適化する技術も開発し、効果的ながん予防および治療を可能とし、がん克服へさらに一歩近づくきっかけとなると説明した。

研究チームは、免疫反応を誘導するアミノ酸ポリマーである腫瘍ペプチド抗原と、免疫補助剤の同時伝達が可能なナノ粒子基盤の抗がんワクチンを開発した。

そして、細胞性免疫を担うリンパ球の一種であるT細胞(免疫細胞)基盤の「特異的免疫(specific immunity)」反応を得る成果を収めた。

その結果、新たに開発したナノ粒子基盤の抗がんワクチンと、既存の抗がん免疫治療剤として注目されている免疫寛容抑制剤を併用して、投与の順や時期を適切に調節して用いれば、効能はもちろん治療効果が大きく高まることを確認したと、KAISTは明らかにした。

今回の研究は、化学分野の国際学術誌「アンゲバンテケミー(Angewandte chemie、ドイツ化学会誌)」オンライン版に5月19日に掲載された。(論文名: Sequential and timely combination of cancer nanovaccine with immune checkpoint blockade effectively inhibits tumor growth and relapse)



抗がんナノ粒子ワクチン及びこの作用機序の模式図(出所:KAIST)

抗がんワクチンは、腫瘍抗原特異的免疫反応を誘導できる利点がある反面、免疫回避が誘導されて、体の中でワクチン抵抗性を発生し得るという限界がある。最近、抗がん治療薬として注目されている免疫寛容抑制剤の場合、免疫抑制を解除して抗がん効果を誘導できるが、適切な免疫反応が存在しない場合、その効果は極めて制限されることが分かっている。

研究チームは、これら限界を克服するために、抗がんワクチンと免疫寛容抑制剤の併用療法で治療効果を増大させることのできる方法を見出した。特に抗がんワクチンの効果を高めるために、ナノ粒子伝達プラットフォームを新たに開発した。その結果、新たに開発したナノ粒子ワクチンは、従来のものとは比べて抗原およびT細胞基盤の特異的免疫反応をさらに増加させるだけでなく、腫瘍の動物モデルにおいて、効果的ながん予防及び治療効果を収める成果が確認された。

研究チームはまた、抗がんナノワクチンの治療効果をさらに増大させるために、免疫寛容抑制剤である「PD-1抗体（活性化T細胞の表面にあるタンパク質）」と併用して進めたが、併用の順によって治療効果が異なり得ることを発見した。このほか、ナノワクチンとPD-1抗体の併用治療を順次、時期を調整した場合、腫瘍の成長と腫瘍の再発を効果的に抑制するという事実も併せて立証した。

## 韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、  
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

### 河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-548-1609  
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405  
E-mail : haandha@haandha.co.kr  
Website : <http://haandha.co.kr>

### SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-3443-8434  
Fax : +82-2-3443-8436  
E-mail : [st@stpat.co.kr](mailto:st@stpat.co.kr)